

第92号

令和3年7月30日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会東京都文京区後楽2丁目3番28号
K.I.S飯田橋2階
TEL&FAX 03-5805-0250

公取協ニュース

令和3年度通常総会開催

衛生検査所業公正取引協議会の第37回通常総会が、去る5月28日（金）、一般社団法人日本衛生検査所協会の定時総会に引き続き開催された。今年度の総会は、新型コロナウィルス感染症の拡散に伴う緊急事態宣言下のため、前年度と同様、同協会会議室を会場にして、ZOOMによるWeb方式による開催となった。

総会では、令和2年度事業報告・決算報告、令和3年度事業計画案・予算案の議案に続き、一部役員の辞任に伴う後任役員の改選案も上程され、それぞれ提案のとおり承認された。

総会の議長には東俊一
関東甲信越地区協議会代
表幹事（エスアールエル）
が選任され、議事審議が
行われた。審議概要は次のとおり。

【議事審議の概要】

第1号議案

令和2年度事業報告及び 決算報告に関する件

事務局が令和2年度事業報告及び決算報告について説明を行った。事業報告では、①新型コロナウィルス感染症の拡散に伴い、開催ができなかった地区協議会の規約研修会に代えてガイドライン等の参考資料を配布したこと、②平成29年度から取り組んできた「真空採血管以外の容器類に関する無償提供状況調査（特別調査）」については、最終的に、関東地区4社、中国地区と九州地区それぞれ1社に対して「警告（略式）」を行ったこと、③新たに設定予定の「オンライン検査サービスに伴う景品類に関する運用基準」については、消費者庁及び公正取引委員会との事前調整が整い次第届出を行うこと、④「公正取引協議会のご案内」パンフレットの改訂版を作成し、全会員及び全国の医師会及び日本病院会等医療関係団体に配付したことなどを報告した。



左から東議長、久川会長、伊達名誉会長

決算報告については、大堀春夫監事から監査報告が行われ、いずれも提案のとおり承認された。

第2号議案 令和3年度事業計画案及び予算案 に関する件

事務局が令和3年度事業計画案及び予算案について説明した。事業計画案では、コロナ禍での影響も懸念されるとしながらも、規約違反の未然防止のための研修会の開催など従来からの事業のほか、新たに設定予定の「オンライン検査サービスに伴う景品類に関する運用基準」について、消費者庁及び公正取引委員会との事前調整が整うのを待って、リーフレットの作成や業界誌広告等、同運用基準に関し積極的に広報

活動を行うことなどの新規事業についても提案され、いずれの事業についても提案のとおり承認された。

第3号議案 役員選任に関する件

事務局が、本日付で退任した小林仁理事（副会長）及び川口均監事の後任者の選任が必要であると説明。公取協の役員は、日衛協の役員に合わせるとの従来からの方針に従い、小林理事の後任には大堀春夫氏（江東微生物研究所）、川口監事の後任には飛鳥田功氏（京浜予防医学研究所）を選任したい。また、日衛協理事に追加選任された杉田宏充氏（武藏臨床検査所）を公取協においても理事に選任したい。理事就任に伴い、監事を辞任することとなる大堀氏の後任監事には木下雅博氏（保健科学東京）を選任したいと提案説明した。いずれも提案のとおり承認された。

第4号議案 常務理事選任に関する件

事務局が、7月末日で退任したいとの申し出があった吉武三男常務理事の後任者の選任が必要であるので、公正取引委員会OBの渡辺健一氏を常務理事に選任したい旨説明し、提案のとおり承認された。

すべての議案審議が終了し、楠 智 副会長（L S I メディエンス）が閉会の挨拶を述べ総会を閉幕した。

令和3年度 事業計画

世界中に拡散した新型コロナウィルス感染症の確定診断のため、必須となっているPCR検査等において衛生検査所の活動が期待されている。今や医療においては、新型コロナウィルス感染症に限らず、疾病の早期発見、治癒状況の把握のために衛生検査はなくてはならない存在となっている。今後、衛生検査所が医療を支える存在として、更に検査の品質・精度を維持向上させ、国民からの信頼と期待に応えていくことが求められている。

こうした中にあって、会員衛生検査所が一丸となって規約の遵守を徹底し、公正な競争を維持・促進させることを通じて医療サービスの発展に寄与し、医療機関はもとより国民からの信頼を高めていく必要がある。また、規約の遵守が企業経営の健全化にも寄与することから、コロナ禍での影響も懸念されるが、引き続き、規約が当業界の正常な商慣習として定着することを目指し、以下の諸活動に取り組んでいく。

1 研修会の実施等、規約違反の未然防止への積極的な取り組み

- (1) 会員向け研修会の実施
- (2) 個別事前相談への迅速な対応

2 規約違反事案に対する調査・措置等

- (1) 定期調査の実施

規約違反行為を積極的に把握するため、「規約遵守状況調査マニュアル」に基づき、全会員を対象に調査票を配付して情報収集を行い、違反行為が確認された場合には必要な措置を講ずる。

- (2) 隨時調査の充実

規約違反の拡大防止のため、規約違反行為に対しても迅速に処理する必要があるところ、前記定期調査以外においても情報提供を呼びかけ、違反行為に係わる情報に接した場合には迅速な処理を行う。

3 会員向けの広報活動

- (1) 今年度新たに施行予定の「オンライン検査サービスに伴う景品類に関する運用基準」のリーフレットを作成・配付し、会員の理解を深める。
- (2) 会員から規約に関する質問事項を収集し、Q&A集（補追版）を作成して配付する。
- (3) 公取協ニュースの発行、ホームページをより閲覧しやすいよう改修する。

4 対外的な広報活動等

- (1) 「オンライン検査サービスに伴う景品類に関する運用基準」のリーフレットは全国の医師会や日本病院会等医療関係団体にも送付し、会員が行っている規約遵守活動への協力依頼を行う。
- (2) 医療関係の業界誌紙等を活用して、広く規約の周知徹底を図る。

5 関係省庁及び他団体との連携

消費者庁、公正取引委員会及び厚生労働省との連絡を密にするとともに、医療関係4公取協の連絡を図ることにより規約の適正な運用に努める。

6 独占禁止法を遵守した公正な競争の促進

7 組織の拡大・強化

規約遵守状況調査の結果

令和2年度においては、①3種真空採血管以外の容器類に関する無償提供状況調査（特別調査）、②規約遵守状況定期調査を実施したのでその概要を紹介する。

1. 3種真空採血管以外の容器類に関する無償提供状況調査（特別調査）

この調査は、平成29年度から取り組んできたものである。

調査は、自社の容器無償提供について自己申告するものであり、実態把握を主目的に調査開始したものであるが、これまで改善要請・指導等を行ってきており、調査開始から2年以上も経過したことなどから、令和2年3月末に再度確認調査を行い、なお改善未達成の場合には規約違反として調査を行うことになったものである。

ア 改善状況

年月	無償提供先数	無償提供会員数	対応状況
平成30年1月	32,119	57社	
令和元年3月末	6,759	42社	改善要請（文書）
元年7月末	3,097	20社	注意喚起（文書）
2年3月末	549	12社	

イ 規約違反調査

- ① 令和元年7月末で改善未達成の20社に対して、令和2年3月末においても改善未達成の場合には、今後、規約違反調査に切替えて「規約違反措置基準」に基づいて処理することを伝えた上で、改善状況調査を実施した（4月17日）。調査の結果12社の改善未達成が認められた。
- ② そしてこの改善未達成の12社については、無償提供先医療機関名、容器名、提供期間等の具体的な事実確認調査を実施した（9月3日）。この調査においても改善未達成の状況にあった6社に対しては、12月18日開催の運営委員会に諮った上、「規約違反措置基準」に基づき本社所在地の地区協議会調査委員長名による「警告（略式）」措置をとった。

警告となった会員の本社所在地区は、関東甲信越地区が4社、中国地区及び九州地区がそれぞれ1社である。

会員	提供先医療機関の数	提供先医療機関の所在地区別数								
		北海道	東北	関甲信	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州
6社	254	1	9	131	2	20	10	56	5	20

2. 規約遵守状況調査（定期調査）

定期調査は、「規約遵守状況調査マニュアル」に基づき毎年実施されるものであり、規約で禁止されている景品類の提供行為全般を対象として、他社の規約に違反する疑いのある行為についての情報提供を求めるものである。

提供されてきた情報については、運営委員会に諮った上で、事実確認調査を行い、その結果、違反行為が確認されれば「規約違反措置基準」に則り処理されることになるが、今回の調査では、規約に違反する疑いのある情報提供はなかった。

調査票の発送	令和2年10月1日
提出期限	10月24日
調査対象	全国の会員102社
回答	79社（回答率77%）
調査の結果	情報提供0件

令和2年度景品表示法違反事件処理状況 (消費者庁発表資料により作成)

●措置命令等の状況

() 内は前年度

事件の内容	消費者庁による処理		都道府県による処理
	措置命令	課徴金納付命令	
表示事件	33 (40)	15 (17)	8 (14)
景品事件	0 (0)	—	0 (1)
合 計	33 (40)	15 (17)	8 (15)

(注) 消費者庁長官及び都道府県知事は、景品表示法に違反する事実があると認めたときは、行為の差し止め、一般消費者の誤認を排除するための措置、再発防止のための措置などを命じる「措置命令」を行う。また、景品表示法に違反する不当な表示事案については、一定の基準に基いて算定した対象商品の売上額が150万円以上などの場合には課徴金納付命令を行う。

●参考事例

消費者庁による法的措置（措置命令・課徴金納付命令）48件のうち、22件がウイルスなどの除菌効果に関する不当な表示事案であった。新型コロナ感染症拡大が背景にあったものと思われる。表示としては、空中散布による空間除菌、噴霧することによる除菌、身に着けることによる除菌、除菌液濃度、マスクの防菌効果などに関するものが目立った。

主な事案の概要は次のとおりである。これらの事例については、いずれも消費者庁が、事業者に対して、表示の裏付けとなる根拠を示す資料の提出を求めたところ、提出してきた資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

【事例1】 本件商品〈マイナスイオン発生器〉について、あたかも、発生するマイナスイオンの作用により、新型コロナウイルスを不活性化する効果、空気中に浮遊するウイルス、菌、ダニの死骸やフンなどのアレルギー物質を分解し不活性化する効果、浮遊するインフルエンザウイルスを99.9%除去する効果が得られるかのように表示していた（令和3年3月31日措置命令）。

【事例2】 本件商品（ネックストラップで首に下げて使用）について、「塩素成分で空間のウイルスから除菌・除去」、「家・電車・オフィス・学校・病院等ウイルスが気になる場所から普段居る場所まで」、及び本件商品を身に着けた人物のイラスト等を表示し、あたかも、本件商品を身に着ければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌が除去又は除菌される効果を得られるかのように表示していた（令和3年3月18日措置命令）。

【事例3】 本件商品（マスク）について、「しっかり吸着 光で分解」、「光触媒チタンアパタイト採用」などと表示し、あたかも、本件商品を装着すれば、太陽光下において、本件商品に含まれる光触媒の効果によって、本件商品表面に付着した花粉由来のアレルギーの原因となる物質、細菌及びウイルスを科学的に二酸化炭素と水に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果があるかのように表示していた（令和2年7月31日課徴金納付命令）。

令和2年度独占禁止法違反事件処理状況

(公正取引委員会発表資料により作成)

●排除措置命令等の状況

独占禁止法違反を認定して排除措置命令を行ったものは9件（40事業者）、及び独占禁止法違反被疑行為について、公正取引委員会と事業者との間の合意により、事業者が違反被疑行為を自主的に解決する「確約計画の認定」を行ったものが6件であった。違反行為類型及び課徴金納付命令金額は以下のとおりである。
（）内は前年度

行為類型	法的措置		課徴金納付命令
	排除措置命令	確約計画の認定	
私的独占	1(0)件	0(1)件	612万円
カルテル	価格カルテル	6(6)	0(0)
	入札談合（官公需）	1(3)	0(0)
	受注調整（民需）	1(0)	0(0)
不公正取引	再販売価格の拘束	0(2)	0(0)
	拘束条件付取引	0(0)	3(1)
	優越的地位の濫用	0(0)	3(0)
合 計	9(11)	6(2)	43億2923万円

(注) 上記の他、違反につながるおそれがあるとして「注意」したものが73件ある。

●小売業における不当廉売事案の状況

酒類、石油製品、家電製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対しては、業種ごとに設定されているガイドラインに基づき迅速処理（廉売行為が市場に及ぼす影響が大きくなる前に対処するとの観点から、申告を受けてから2か月以内に処理）を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして「注意」したものが136件あり、その内訳は次のとおりである。
（）内は前年度

業種	酒類小売業	石油製品小売業	家電製品小売業	その他	計
注意件数	9(63)	115(162)	0(2)	12(9)	136(235)

●参考事例【刑事告発案】

医薬品卸売3社は、平成28年及び平成30年それぞれにおいて、独立行政法人地域医療機能推進機構が一般競争入札を実施した同機構が運営する57病院における医薬品購入契約について、3社それぞれの受注予定比率を設定し、同比率に合うように受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記契約について受注予定事業者を決定するなどしていた。

公正取引委員会は、本件違反行為について、令和2年12月9日、入札参加業者3社並びに当該3社の医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた者7名を、検事総長に告発した。本件は、①医薬品卸売業を全国的に行う業界上位の事業者により行われたものであり、②医療保険制度の下で保険料を負担する国民全てに多大な影響を及ぼすものであって、③受注調整の対象とされた入札の落札金額の合計が大きく、④被告発会社又はそのグループ会社は過去にも公正取引委員会の行政処分を受けているものであった。

なお、本件について、6月30日、東京地裁は3社に対し、それぞれ2億5000万円の罰金、担当者7名全員に執行猶予付きの懲役刑を言い渡した。

(注) 公正取引委員会は、平成2年6月に「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」を公表し、価格カルテル・入札談合その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案や違反行為を繰り返す等の公正取引委員会の行政処分では独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処分を求めて告発を行うこととしている。



Question

保健所や自治体の入札案件等で仕様書に「検査実施に伴う必要な容器類については受託者の負担とする」と記載されている場合、容器を提供すると公正競争規約違反になるか。

Answer

地方自治体等が行う入札発注は、仕様書において取引商品の具体的な内容が示され、これに基づいて積算した応札価格のみによって契約者が決まります。そして仕様書は、入札参加者全員に対して一律に適用されるものですから、通常は、特定の入札参加者の景品提供による取引誘引の余地はないものと考えられます。

しかしながら、「容器類については受託者の負担とする」など、明らかに無償提供の要求と思われる場合には、規約上問題が生じるので対応できないとして規約についての理解を求める必要があります。この点については、具体的な情報を提供いただければ、公取協事務局からも、発注者に対して規約の趣旨を説明し理解を求めていくこととしています。



お知らせ

News

新しい常務理事が就任

吉武常務理事が退任するのに伴い、7月1日付で、公正取引委員会OBの渡辺健一氏（北海道出身；67才）が常務理事に就任した。

渡辺氏は、公正取引委員会退職後、公益財団法人公正取引協会の常務理事を今年6月まで勤めていた。公取委では主に独占禁止法違反事件業務、公正取引協会においては、独占禁止法や景品表示法の普及啓発業務を担当しており、その分野に精通している。今後の公取協での活躍が期待される。公取協事務局は、常務理事と事務局長の二人三脚体制が継続する。



常務理事に就任した渡辺氏

訃報

当衛生検査所公正取引協議会の前副会長小林仁氏（江東微生物研究所 代表取締役社長；59才）が、6月9日、ご逝去されました。同氏は、平成14年に日本衛生検査所協会の役員に就任すると同時に、当協議会の理事にも就任し、昨年6月には副会長に選任されるなど、数々の役職を歴任し、衛生検査所業界の発展に多大な功績を残された。

心からご冥福をお祈りいたします。 合掌

編集後記

57年前の前回東京オリンピックでは、オリンピック特需でテレビが急速に普及し、日本がメダルをとるたびにテレビの前で大騒ぎした記憶がある。今回のオリンピックは、新型コロナの下で開かれる前例のないものとなった。期待いっぱい、不安いっぱいでもろ手を挙げて楽しめない事態となってしまった。

衛生検査業界のオリンピックとのかかわりは、ドーピング検査程度であったかと思われるが、今回は、重要なPCRなどコロナ関連検査を担うこととなる。

スポーツの世界には厳格なルールがある。検査業界の公正取引のルール「公正競争規約」が空回りしないよう再確認の機会としたい。（吉）